

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年10月9日（金）15:28～15:36
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

中井 雅之 厚生労働省職業安定局雇用政策課長

城野 晴裕 厚生労働省職業安定局雇用政策課課長補佐

左藤 倫子 厚生労働省職業安定局雇用政策課課長補佐

高崎 美奈子 厚生労働省職業安定局雇用政策課係長

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 ハローワーク求人に係る高齢者年齢制限の緩和
- 3 閉会

○藤原次長 ちょっと順序を変えまして、ちょうど厚生労働省の時間でもございますので、「ハローワーク求人に関する高齢者年齢制限の緩和」ということで、前回もお出でいただいたのですが、今、資料を配付いただいておりますが、その後、事務局とこちらの課長でさまざまな議論をさせていただきました。委員の方にも御説明させていただいておりますが、これは特区の制度とするか、こういった厚生労働省の一般的な制度にするかはともかくとして、制度論として、こういった設置要領を策定いただきました上で、年齢制限につきましては、シニアを中心として重点的にやるようなハローワークという議論はあり得るのではないかとということで、御提案を頂戴しています。

また、企業側もそういった旨、重点的に採用するというのを、例えば、積極的にPRできるよう、制度を明確化するような措置を少なくともとっていただけるような、そういった方向での議論になっております。簡単に厚生労働省の方々に御説明していただき、また

委員と御議論いただければと思っております。

八田座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 お忙しいところを、本当にいつもありがとうございます。

早速、御説明をお願いいたします。

○中井課長 厚生労働省でございます。ありがとうございます。

今、お手元にお配りした資料につきまして、藤原次長から簡単に概要をもう御説明されたのですが、大体趣旨はそのとおりでございます。

今回、北九州市の要望を踏まえた形で、全体の事業については全面的に協力したいという事は、これまで申し上げていたとおりでございます。

そういった中で、趣旨を踏まえて、これまで前例がなかったというものでございますけれども、「アクティブシニア・ハローワーク」という言葉、これは北九州市がそういう言葉を使っておられるので、それをそのまま仮称として使わせていただいておりますけれども、全国初、50歳以上の中高齢層の就職支援を重点的に行うハローワークを設置して、重点的に対応してまいりたいということを考えております。

そのために、そこにもアンダーラインを引かせていただいておりますけれども、新しく設置要領を作成して、趣旨・設置場所等々と業務内容をしっかり定めて、新たにそのための経費を確保して実施させていただくということを考えております。

あわせて、2番目に書かせていただいておりますけれども、中高年の採用に意欲的な企業を効率的に選び出す仕組みを作るべきであるというのは、これまでのやりとりの中で、以前、鈴木先生からも非常に有益な御示唆をいただいたと思っております、それを政策的に落とし込んだ形で整理をさせていただいておりますが、これもしっかりと要領に書くことによって対応してまいりたいということでございます。

そこに具体的に書かせていただいているとおりでありますけれども、原則、年齢不問で求人は出していただくわけでございますけれども、中高年齢の採用に意欲的な企業に対して、法違反にならない範囲でとはつきますけれども、しっかりとそれをPRし、実態的に中高年齢者を積極的に採用する企業が分かるということを示すことができると考えておりますので、その明確化をすることによってフィルターをうまくかけて、それをマッチングに有効に生かしてまいりたい。そういった求人をアクティブシニア・ハローワークに集めるという仕組みで、実効ある中高年齢者の就職支援をやっていければと考えておまして、これについて、特区という形で扱っていただければ、そういう形で進めていけるかなと思っております。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、原委員、どうぞ。

○原委員 すみません。私は前回はパスしたのでちゃんと把握し切れていないのですけれども、アクティブシニア・ハローワークは厚生労働省で設置をされるということですか。

○中井課長　そうです。これは北九州市の要望として、厚生労働省のほうでそういう運営を、と聞いておりますので、そこはその意向を踏まえた形で進めていきたいということでございます。

○原委員　だから、設置主体は国ですね。

○中井課長　そういうことでございます。

○原委員　通常のハローワークの中とか、隣とかに出来るわけですか。

○中井課長　色々な形があるのですけれども、そもそも専門のハローワークを設けるときに、場所の問題もありますけれども、個別に独立した場所にそういう形で設置することは可能です。そこは、具体的に北九州市がどういう形で設置してほしいかということ、意向を伺った上で設置場所も含めて決めていく話になるかと思えます。

だから、北九州市が全体的なシニアの方々の支援策を行う上で、例えば、色々な機能をワンストップで集めたいという考え方があるかもしれません。そのときには、それに沿った形でその場所を相談して決めていくということになるかと思えます。

○原委員　分かりました。

○八田座長　このみそは、50歳以上を重点的に行うことであって、50歳に限定しているわけではないのだということですね。

○中井課長　おっしゃるとおりです。

○八田座長　分かりました。

それから、今度、1の二つ目の○で「実証」ということを先ほどおっしゃいませんでしたか。予算を付けて「実証」とするかということですか。

○中井課長　「実施」と申し上げました。すみません。「実施」でございます。

○八田座長　「実施」ですか。分かりました。それなら結構です。

今度、2番目のほうは特区に関係しているかということをおっしゃいましたか。

○中井課長　全体的なスキームの中で特区制度ということにそぐう形で整理ができれば、それについて我々として、そういう形で進めていければということで、そこが馴染む形かどうかというのは、多分事務的に相談することになるかと思えますので、それに乗るということであれば、そこに乗せていくことも考えていますということでございます。

○八田座長　では、今、考えているのは、一番上の1のほうも、全国的な制度としては必ずしもなくて、特区の制度ということもあり得るし、全国ということもあり得ると。

○中井課長　そういうことです。今の段階で、こういう具体的な要望をいただいているのは北九州市だけなので、今後、こういうことでもうまく展開して、追隨したいという話があるときには、そこが広がる可能性はありますが、そういうことでございます。

○八田座長　分かりました。

○藤原次長　八田座長、すみません。おそらく厚生労働省として全国措置と言った瞬間、やはり広がりがありにも広過ぎるという議論もあるでしょうから、特区をお望みの場合があると思えます。

ただ、御承知のとおり、北九州市は国家戦略特区の指定地域ではないので、国家戦略特区の特例措置としてこれを事業化しても、提案者のほうに恩典が行かないという問題もありますので、では、どうするか。例えば、これは今回の提案で構造改革特区としても提案を受け付けていますので、構造改革特区の仕組みでやっていただくような話も当面はあると思います。そのあたりは、提案者にきちんと利益が行くような方向で厚生労働省とよく議論したいと思っております。

○八田座長 分かりました。

では、どうもありがとうございました。